

# 法令トピックス

令和6年1月号

## 【労務】雇用保険制度-令和10年度中に週10時間以上の労働者まで適用拡大などの方向性を提示

厚生労働省から、「第188回 労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会」の資料が公表されました。議題は、「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱について（諮問）」と「雇用保険制度について」です。諮問が行われた改正省令案には、令和2年の雇用保険法等の改正により、令和7年4月1日から施行されることが決まっている高年齢雇用継続給付の給付率の縮小に関する詳細も含まれています。この改正省令案では、賃金の額がみなし賃金月額額の64%から75%相当額未満となる場合について、みなし賃金月額額に対する賃金の額の割合が逡増する程度に応じ、10%から一定の割合で逡減するように厚生労働省令で定める給付率を定めることとしています。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/240105-01.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_36697.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36697.html)

## 【税務】国税庁「システム導入が難しくても大丈夫！！令和6年1月からの電子取引データの保存方法」を掲載

令和5年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しにより、令和6年1月からは、申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければならないこととされます。これまでは、保存すべき電子取引データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていればよかったのですが、令和6年1月からは保存要件に従った電子取引データの保存が必要となります。施行期日が迫るなか、そのために必要な準備を分かりやすく説明した資料が、国税庁から公表されました。準備が間に合わない場合の対応についても説明されています。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/240105-02.pdf>

参照ホームページ[国税庁]

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikai-shaku/sonota/jirei/tokusetsu/pdf/0023011-012.pdf>

## 【経営】雇用調整助成金・産業雇用安定助成金の受付は「雇用関係助成金ポータル」で

厚生労働省から、「雇用調整助成金・産業雇用助成金オンライン受付システムによる受付を終了します」とのお知らせがありました。雇用調整助成金及び産業雇用安定助成金については、これまで、独自のシステムにより申請の受付を行っていましたが、令和5年12月18日（月）（予定）より、「雇用関係助成金ポータル」による雇用調整助成金及び産業雇用安定助成金の受付を開始するため、「雇用調整助成金・産業雇用安定助成金オンライン受付システム」（以下、「受付システム」といいます。）による新規の申請については、令和6年1月末をもって終了します。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/240105-03.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

<https://www.mhlw.go.jp/content/001175972.pdf>

※ 掲載記事に関してご質問等がございましたらお気軽にご連絡ください。



千代田区飯田橋 1-8-10 キャッスルウェルビル 8階  
あすか社会保険労務士法人  
TEL03-3511-3524 FAX03-3511-3525  
E-mail [info@asuka-sr.or.jp](mailto:info@asuka-sr.or.jp)  
HP <http://www.asuka-sr.or.jp/>